

佐 高 第 1 3 3 6 号
令和元年10月31日

指定介護予防・日常生活支援総合事業
サービス事業所 御中

佐倉市福祉部
高齢者福祉課長 小林 知明

令和元年台風19号及び10月25日の大雨に伴う月額包括報酬の日割り
請求について

平素から本市の介護予防・日常生活支援総合事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。また、先月来の台風及び大雨の被害に遭われた事業所様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）における月額包括報酬の日割り請求の考え方について、下記のとおり整理いたしましたので、ご確認のうえ請求を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

被災等により休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求する。

なお、燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

例）休業期間 10/25（金）～10/28（月）（4日間）

10月	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
休業期間								
サービス提供予定日	○				○			○

（月の総日数） （休業期間） （日割として算定する日数）
31日 － 4日 ＝ 27日

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けず介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

例）休業期間 10/25（金）～10/26（日）（2日間）

10月	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
休業期間								
サービス提供予定日	○				○			○

3 休業期間があるが、振替を行い休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けてサービス提供を実施できなかった分について、振替等による対応により介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

※振替日を提示したが、利用者から振替は不要と言われた場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

例) 休業期間 10/25 (金)～10/28 (月) (4日間)

10 月	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
休業期間								
サービス提供予定日	○					○		○

振替

4 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常どおり月額包括請求ができるものとします。

サービス提供事業所様におかれましては、日割り計算が必要な利用者が存在する場合には、各担当ケアマネジャー様にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、厚生労働省より発出された、令和元年10月15日付け事務連絡「令和元年台風19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」において、介護予防通所リハビリテーションの日割り計算についても示されていることを申し添えます。

5 メールアドレス登録のお願い

今後このような総合事業の事業所様宛のご連絡については、電子メールでお送りしたいと考えておりますので、下記メールアドレスあてにメールの件名を「事業所名(総合事業)」にしたうえで、空メールをお送りください。ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
佐倉市福祉部高齢者福祉課
介護給付班・包括ケア推進班
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町 97
TEL : 043-484-6174
koureishafukushi@city.sakura.lg.jp